

群馬県

新型コロナウイルス感染症対応資金



制度概要

県制度融資に新資金を設け、民間金融機関で

実質無利子^{※1}・無担保・据置期間最大5年融資を

実施します。あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料を半額又はゼロ**にします。

※1 利子補給対象の事業者の皆様がお支払いした所定金利（1.1%以内）について、事後に相当分をキャッシュバックします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

| | 売上高▲5% | 売上高▲15% |
|------------------------------------|---------------------------------|---------------|
| 小・中規模事業者 (下記除く) | 保証料1/2 金利1.1%以内 (利子補給対象外) | 保証料ゼロ 金利ゼロ |
| 個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ) | 保証料ゼロ・金利ゼロ | |

**金利については、国の補給期間「当初3年間」に加え、
県がさらに「4年間」を上積みして計7年間を補給します！**

その他の要件

- 融資限度額：3000万円
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は**7年間**
(条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。)
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申し込みできますか？

令和2年5月1日から金融機関にて取り扱いを開始しました。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



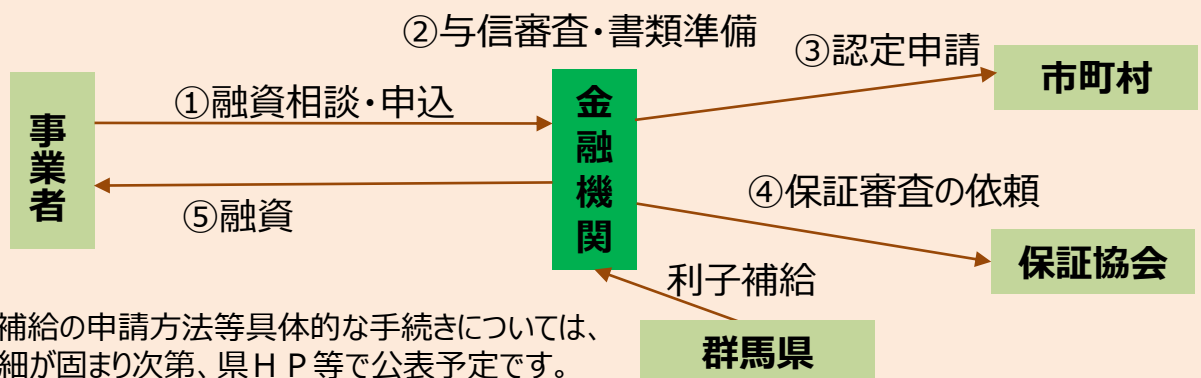
申請の流れはどのようになりますか？

主に以下のような流れとなります。

(事業者の利便性の観点から、若干異なるスキームとなることもあります)

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関※2**にご相談ください。

※2 取扱金融機関は、県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合です。



利子補給の申請方法等具体的な手続きについては、
詳細が固まり次第、県HP等で公表予定です。

詳しくは、群馬県HPで「制度融資 コロナ 無利子」で検索！

問い合わせ先 群馬県 産業経済部 経営支援課 (電話：027-226-3332)